

山梨県公報

第四百三十二号

令和五年

十二月七日

木曜日

目次

○指定納付受託者の指定……………	七〇三
○道路の区域変更(二件)……………	七〇三
公告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………	七〇四
○開発行為に関する工事の完了について(二件)……………	七〇五
公安委員会	
○技能検定員等審査の実施……………	七〇五

告示

山梨県告示第二百八十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年十二月七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 S B ペイメントサービス株式会社 社 東京都港区海岸一丁目七番一号
- 指定納付受託者を指定した日 令和五年十一月十日
- 指定納付受託者に代理納付させる歳入 クレジットカード、電子マネー又QRコード決済を利用して納付する山梨県立考古博物館の使用料
- 指定納付受託者が代理納付の対象とするクレジットカード、電子マネー又はQRコード決済の種類
 - 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - VISA
 - Mastercard
 - 銀聯

2 次に掲げる電子マネー

- 交通系IC
- iD
- WAON

3 次に掲げるQRコード決済

- PayPay
 - au Pay
 - d払い
 - メルペイ
 - 楽天ペイ
 - Alipay
 - WeChat Pay
 - 銀聯QR
- 5 指定納付受託者に代理納付させる期間 令和五年十二月一日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年十二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十二月七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 長坂高根線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市高根町村山東割字吉原一五二八番一 地先から 北杜市高根町村山東割字吉原一五三〇番一 地先まで	旧 一〇・五 新 一〇・五	一一・六 五六・四	五六・四

二一・七

山梨県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和五年十二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

- 令和五年十二月七日
- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
上野原市秋山字瀬戸原四八二番二地先から 上野原市秋山字瀬戸原四八二番一地先まで	旧	一三・〇	一六・六
	新	一〇・六 一四・九	一六・六

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 令和五年十二月七日

一 届出者

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては住所

代表者の氏名

株式会社公正屋
代表取締役 杉本仁司

山梨県上野原市新田八百七十三番地十

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 公正屋猿橋店
 - (二) 所在地 山梨県大月市猿橋町殿上字且村四十七番二外十六筆
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
株式会社公正屋 代表取締役 杉本仁司	山梨県上野原市新田八百七十三番地十

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和六年七月十六日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千三百五十平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 五十一台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 二十六台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 二百五平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 十七・八一立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社公正屋	小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
		午前九時	午後九時三十分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 令和五年十一月十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年四月八日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十二月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市白州町下教来石字宮ノ後三十二番

一及び三十三番一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本県熊本市東区小山町千八百四十六番地

熊本県果実農業協同組合連合会 代表理事会長 橋本 明利

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十二月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村平野字向切詰四百九十

一番四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡山中湖村平野五百六番地七百

四 ふじ企画株式会社 代表取締役 中川 和男

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和五年十二月七日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

1 審査日時 令和六年一月九日（火）から同月十二日（金）までの午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間 令和五年十二月十八日（月）から十二月二十二日（金）まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円

(二) 普通自動車免許 一万九千五百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円

(二) 普通自動車免許 一万千八百五十円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円

なお、いずれの審査手数料についても山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。